資料５　いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア　いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見した職員

いじめと疑われる行為を発見した場合まず止める

通報を受けた職　員

真摯に傾聴する

生徒指導主事

いじめの正確な実態把握のため、関係生徒の聞き取りなどの調整

管理職

イ　情報の共有

いじめ・不登校対応対策委員会
（生徒指導推進委員会）

いじめ不登校対応対策委員会（毎月第一火曜日）

☆構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、事務主査

生徒指導推進委員会（毎週木曜日）

☆構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

重大事態の場合は市教育委員会に報告

職員会議

ウ　調査・事実関係の把握

エ　解決に向けた指導及び支援

オ　関係機関への報告

カ　継続指導・経過観察

保護者

情報提供
支援

生徒

指導
支援

いじめ・不登校対応対策員会を中核に実施

学　　校

情報提供
支援

犯罪行為の
通報・対応

連携

連携

県教育委員会

警察署

地　域

関係機関
（福祉・医療等）